

喜友名正さんの悪性リンパ腫労災認定に係る質問書

1. 労働現場と労働条件について

- 1-1 前回の交渉で、厚生労働省は、長尾光明さんの多発性骨髄腫のりん伺に比べ、今回の調査資料は少ないことを認めている。厚生労働省は調査の必要性に関して、11月22日の検討会において、委員にどのように説明されたのか。また、検討会でどのように論議されたのか。結果はどうであったのか。労基署に調査を指示したのか否か。
- 1-2 調査を指示した場合は、その調査事項は何か。
- 1-3 調査を指示しなかった場合は、その理由は何か。
淀川労基署の説明によると、労基署はウイルス説に傾斜し被曝労働の現場と労働条件について調査を行わずに、また「りん伺」を行わずに、労災申請を不認定とした。今回の「りん伺」に際しても特段の調査を行っていない。厚生労働省と検討会が調査を指示しなかったとすれば、労災申請を独断で不認定とした労基署と同じ誤りが繰り返されていると考えるがどうか。
- 1-4 吸引による内部被曝の可能性は厳密に調査されなければならない。空中濃度、マスク着用状況の具体的な調査は不可欠であると考えがどうか。
- 1-5 計画線量を超えた（またはその恐れのある）労働実態について調査を行うべきであると考えがどうか。
- 1-6 喜友名さんの健康実態を勘案して、現場労働日数、治療しながらの労働の状況は、過重労働ではなかったのか。

2. 検討に際して考慮すべき喜友名正さんの被曝労働の特徴について

- 2-1 以下の点について事実確認と見解を問う。
 - ① 被曝線量が99.76ミリシーベルトと多量である。
 - ② 5年間100ミリシーベルトの線量限度に近い。
 - ③ 6年4ヶ月の長期間にわたり白血病認定基準の3倍超の被曝
 - ④ 当時国際的にも批判があるなど、被曝線量を低減すべきところ、計画線量を超えた（又はその恐れのある）事例、あらゆる1年で20ミリシーベルトを超過の事例など、過酷な労働実態で多量の被曝を強いられた。
 - ⑤ 線量限度以下でも発ガンの危険はあるところを、喜友名さんは雇用者から安全であるとごまかしの説明を受け、心配する家族に安全と説明していた。
- 2-2 以上の結果、健康への影響がないがしろにされた。労災認定はせめてもの償いである私たちは考える。見解を問う。

3. 労災認定の基本的観点

検討にあたっては以下の点を踏まえ、労災と認定すべきであると考えerがどうか。

- ① 喜友名さんは約100ミリシーベルト（99.76ミリシーベルト）もの多量の外部被曝被曝をしている。
- ② これは一般人の被曝限度の100年分にも相当する、一般人からかけ離れた、非常に高い線量である。
- ③ 悪性リンパ腫は放射線起因性がある。
- ④ 悪性リンパ腫は白血病類縁疾患であり、白血病の認定基準によって認定されるべきである。
- ⑤ 白血病の認定基準（5ミリシーベルト×従事年数以上）の5ミリシーベルトは、当時の公衆の被曝限度に由来しており、この基準は職業による被曝の健康被害を補償する基準である。
- ⑥ 喜友名さんの被曝線量は白血病の認定基準（5ミリシーベルト×従事年数以上）の3倍である。
- ⑦ 被曝線量と悪性リンパ腫の増加の相関関係については、原爆被爆者、原子力施設労働者の疫学調査で示されている。また、白血病類縁疾患ということから医学的にも根拠がある。
- ⑧ 放射線以外の原因が明確に示されなければ、労災認定すべきである。
- ⑨ 核兵器による被曝に加えて、放射線従事者の悪性リンパ腫を被曝補償することは世界の趨勢である。

以上

2007年11月30日

喜友名正さんの労災認定を支援する会

連絡先：〒666-0115 川西市向陽台1-2-15 建部暹

Tel & Fax 072-792-4628